

石教互第42号
平成27年6月15日

所属所長様

一般財団法人石川県教職員互助会
理事長 木下 公司
(公印省略)

教職員互助会モニターの募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、教職員互助会では、平成25年度から互助会事業の更なる充実を図るため、会員から広く意見を聞く場として「教職員互助会モニター会議」を設置しています。
については、下記のとおり今年度のモニターを募集しますので、会員に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1「平成27年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則次の区分により選任する。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任する。

	選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計	24名以内

3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。
申込書は教職員互助会ホームページの「お知らせ」からもダウンロードできます。

4 締切日

平成27年7月6日(月)

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 土田
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

(別添1)

平成27年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目 的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図る。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニター会議に出席し、意見交換を行う。

3 モニター会議の開催予定

日時 平成27年8月21日(金) 14:00～ (2時間程度)

場所 県庁行政庁舎14階 1405会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定する

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

- ・ 県所管の学校等については職務に専念する義務の免除に該当(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和30年石川県人事委員会規則第5号)第9号に規定する事由)
- ・ 市町所管の学校等については市町教育委員会にご確認ください。

5 報 酬 等

支給しない。ただしモニター会議出席に係る旅費は支給する。

6 任 期

選任の日から当該年度末日まで。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日に任期を終えることとする。

(参考)平成26年度モニター会議について

1 モニター会議の開催

日時 平成26年8月27日(水) 14:00～15:45

場所 県庁行政庁舎14階 1405会議室

2 意見を取り入れて改善された事例

(意見) 施設利用券について、人によって必要なものが違うので、行きたい施設に何回も使えるものにしてほしい

(改善) 施設利用券を施設ごとの利用券から「共通利用券」とした。

3 モニター会議の概要

別紙「平成26年度教職員互助会モニター会議の概要について」を参照のこと